

生産緑地地区の買取り申出対応フロー

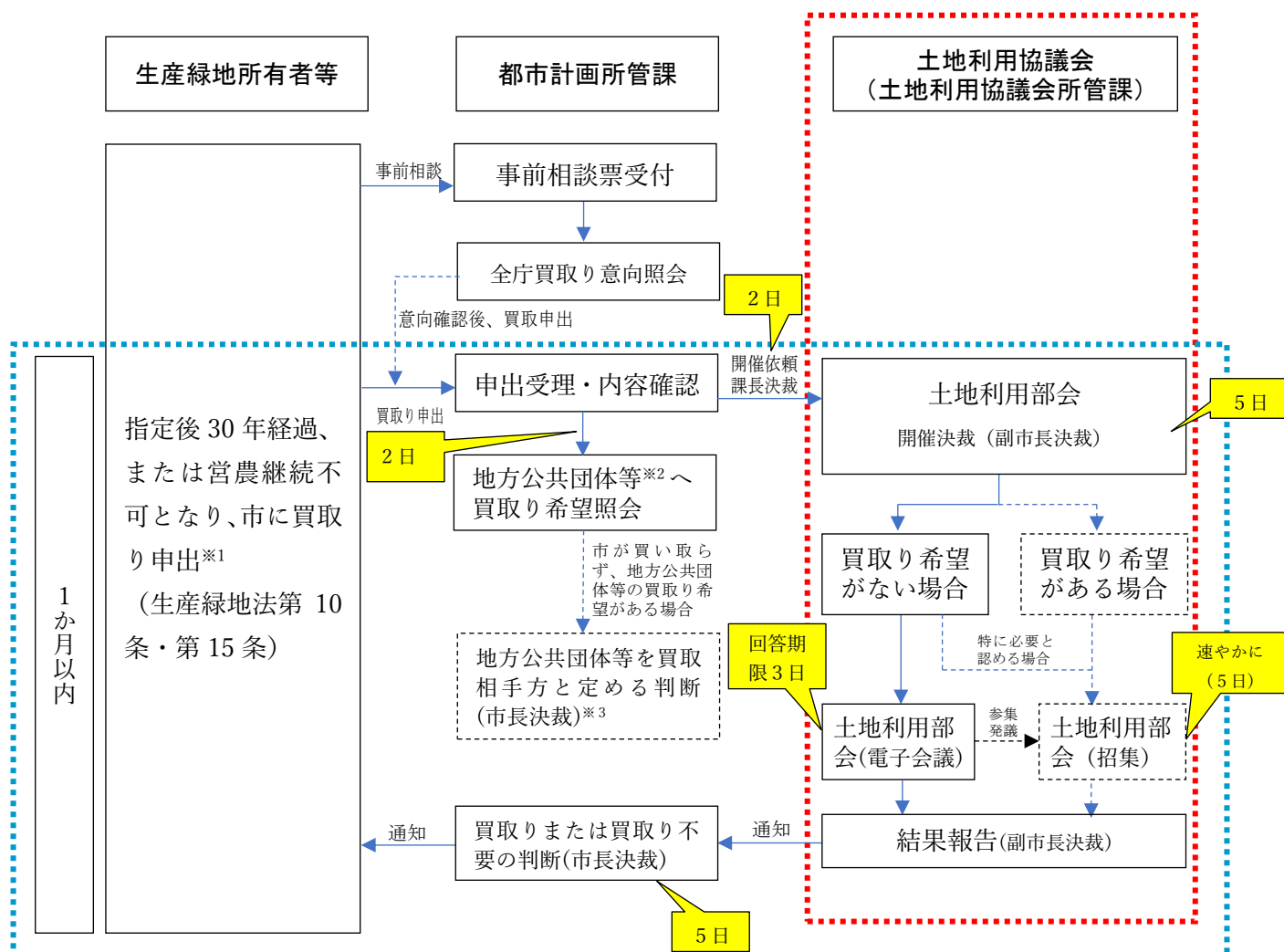
令和元年 12 月 4 日

改訂 令和 8 年 8 月 19 日

【凡例】

..... : 土地利用協議会を所管する課の事務

..... : 生産緑地法に基づき買取り申出後、1 月以内で行う都市計画を所管する課の事務



※1 買取り申出の日から起算して 1 月以内に取り取る又は取り取らない旨を通知しなければならない。3 月以内に所有権の移転が行われない場合は行為制限解除(生産緑地法第 12 条第 1 項、第 14 条)

※2 地方公共団体等：土地開発公社・住宅供給公社・都市再生機構等 (生産緑地法第 2 条第 4 号)

※3 地方公共団体等が買取りする場合、買取り旨の通知は地方公共団体等から所有者へ行う。(生産緑地法第 12 条第 2 項)